

上越市選挙管理委員会告示 第 49 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 21 日執行の上越市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表は、上越市選挙管理委員会告示により行うものとし、その要旨は次のとおりである。

令和 6 年 7 月 1 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 収支報告書の要旨

別紙のとおり